【論文】

オルタナティブな婚姻の制度的包摂

――別氏婚・同姓婚をめぐる公共的理性――

金野 美奈子*

多様で、ときに対立する価値観や世界観をもつ人々が共に戴くことができ、自由な共生の媒介となりうる公正な制度のあり方を、私たちはどのようにして探求できるだろうか。ジョン・ロールズの政治的リベラリズムの中心概念である公共的理性は、この問いへの有力な回答である。公共的理性は、社会の基本的諸制度のあり方をめぐる議論が市民にとっての公共的価値の観点からなされることを求める。このような観点から支持すべきものとして人々が支持しうる制度が、真に公共性を備えた制度だと考えるのである。本稿は、ロールズによる公共的理性への呼びかけに応じる試みの一環として、基本的社会制度のなかで重要な位置を占める家族制度、なかでも婚姻制度に焦点を当て、オルタナティブな婚姻形態の制度的包摂にかんする公共的理性を提案する。

具体的な考察対象は別氏婚および同性婚である。近年提案されてきたこれらオルタナティブにかんしては従来からさまざまな擁護論が展開されてきたが、公共的理性の観点からとらえた場合には、問題が少なくない。本稿は、人格的ケア関係および次世代の適切な育成という二つの公共的価値の観点から各オルタナティブがもつ意味を改めて検討し、公共的理性が婚姻制度へのそれぞれの包摂を支持するかどうかを検討する。結論は肯定的である。

キーワード:公共的理性, 別氏婚, 同性婚

1 家族制度をめぐる公共的理性の探求

政治社会における共生は制度により媒介されている。多様で、ときに対立する価値観や世界観をもつ人々が共に戴くことができ、自由な共生の媒介となりうる公正な制度のあり方を、私たちはどのようにして探求できるだろうか。J. ロールズの政治的リベラリズムの中心概念である公共的理性(Rawls 1993=1996, 1997=1999)は、この問いへの有力な回答である。公共的理性は、社会の基本的諸制度のあり方をめぐる議論が何らかの公共的価値の観点からなされることを要請する。公共的価値とは、価値観や世界観の異なる人々が、自由で平等な市民としての観点から共通に支持すべきものとして支持しうると考えられる価値である。この公共的価値の観点から互いに提案を行うことで、私たちは多元的社会における自由な共生を支えるにふさわしい制度のあり

^{*} 本学現代教養学部教授

方を共に探求していくことができると、ロールズは提案する.

公共的理性は、それに従えば理想的な制度の姿へと自動的にいたる手続きではない. その力は、私たちが実際に公共的理性に従ってさまざまな具体的提案を試みていくなかで明らかになり、また評価にさらされる. 本稿はそのような試みの一環として、家族という制度をめぐる公共的理性を具体的に探ろうとするものである. 家族制度は社会の基本構造の重要な一部であり、その中核を占めるのが婚姻制度である. 金野(2015)では、「人格的ケア関係という協働への参加」および「次世代の適切な育成」という二つの公共的価値の観点から、オルタナティブな婚姻形態の制度的包摂をめぐる公共的理性の、一般的枠組みを提案した. これを受け、本稿ではさらに具体的なオルタナティブに考察を進める. 取り上げるのは、これまで提案されてきたさまざまなオルタナティブのうち、今日まで日本での主な議論の対象となっている別氏婚、および、近年注目され始めた同性婚である.

パートナーシップの多様性や人々にとっての選択の幅そのものを称揚する立場からは、具体的オルタナティブに関する別個の議論は不要だと考えられるかもしれない。どんなオルタナティブも、「選択肢を多様化する」という点で見れば同じではないのか。公共的理性は個々のオルタナティブがそれぞれ固有の考察を要すると考える。各オルタナティブはそれぞれ全く異なる角度から、伝統的な婚姻のあり方に対し新たなモデルを提示しているとみるからである。オルタナティブな婚姻形態にかんしては従来からさまざまな擁護論、反対論が提出されてきたが、本稿はこれまでの多くの議論とは異なる公共的理性の観点から、別氏婚(2節)、同性婚(3節)の制度的包摂が支持されるかを検討する。結論は肯定的である。最終節では、予想されるいくつかの批判に答え、公共的理性によるアプローチを擁護する(4節)。

2 別氏婚

2.1 従来の別氏選択制支持論の問題

オルタナティブな婚姻の形として、日本において近年もっとも議論されてきたのが夫婦別氏婚である。別氏婚をめぐる問題は、婚姻制度へのより本質的な問いかけであると意識されやすい同性婚などの問題と比べ、人によってはマイナーな問題だと感じられるかもしれない。しかし、1991年の婦人問題企画推進有識者会議報告が重点課題として取り上げて以来四半世紀が経過しても、これまでのところ別氏(選択)制への移行がなされてこなかったことに、理由がないわけではないだろう¹⁾。夫婦同氏を一定期間維持してきた社会では、「別氏婚の承認は婚姻という制度に対する個人主義からの侵食であり、婚姻制度ひいては家族制度を掘り崩すもの」と意識される余地は十分にある。このような社会の多くの人々にとって、氏は婚姻関係や親子関係を示すシンボルであり、人々は共有された氏の背後に、家族というまとまりや家族を構成する個々人による家族へのコミットメントをみてとる。

共有された氏というものがない婚姻は婚姻とはいえないのではないかという感覚は, 例えば次のような「危機感」として表現されてきた.

要するに、夫婦別氏論とは、婚姻による改氏を拒否するものであり、拒否する権利を認めよ

との主張にほかなるまい. われわれにとって結婚は、親子共同生活や独身生活の延長ではなく、二人で新たな家庭を建設するという崇高な事業を遂行することであろう. そうであろうにもかかわらず、親と引き続き氏を同じくすることには異存はないが、配偶者と氏を同じくすることを拒否するとは、いったいどういう了見であろうか. ……夫婦別氏制の導入により、結婚に対して無理解な男女によって形成されるであろう家族が次つぎに生み出されていく社会に、われわれが危機感を抱くのは当然ではあるまいか. (増原 1997: 38)

従来の別氏制導入支持論は、ともすればこのような感覚を十分に理解し損ねてきた. 提案されているのはあくまで「選択」制であり、従来の同氏婚を選びたい人はそうできるのだから、別氏婚が家族制度を侵食するという危惧は的外れだと言われることも多い. しかし, たとえ選択制であっても、別氏婚という選択肢の導入が婚姻制度自体の意味に影響を与えうるとすれば(実際、別氏婚導入反対論はそのように主張する)、別氏婚をめぐる議論はこのような危機感とも真摯に向き合う必要がある.

これまでの別氏婚導入積極論の多くに共通する特徴は、消極論への批判として述べられていることが多く、婚姻や家族という存在に関する積極的かつ具体的な価値に基づく主張がほとんどなされないことである。消極論が「家族の一体感」や「家族の呼称」の価値といった具体的な価値を主張してきたのに対し、積極論は主に選択の自由や家族の多様性、私的領域である家族のあり方への国家といった不介入といった抽象的・形式的な価値に訴えることで、消極論に応答しようとしてきた。「夫婦・親子の一体感を国が強制すべきではない」、「家族が多様化する中、伝統的な性別役割分業型家族モデルを念頭に現実の家族を規律することは不可能」、「同氏・別氏のいずれを称するかは夫婦に選択の自由があり、国が干渉すべきではない」といった議論である。だがこのような応答は、そもそも消極論に正面から答えるものではない。

より積極的な議論の試みは、主に法の分野でなされてきた。その中でも、別氏(選択制)導入 積極論の根拠としてもっとも有力だとみなされてきたものが、「人格権の一部としての氏名権」 の概念である(二宮 2007、辻村 2009)。この概念は、1988年の最高裁判示に端的に表現され ている。

氏名は、社会的にみ れば、個人を他人から識別し特定する機能を有するものであるが、同時に、その個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものというべきである。(最判昭 63.2.16)

別氏婚導入を支持する議論の多くが、氏を人格権という基本的人権によって保護されるものの一部であるとし、婚姻によって一方の当事者に氏の変更を要求する制度はこの人格権を侵害するものだと主張してきた(植野 1994、二宮 2007).

2015年12月に出された最高裁判決は、「氏」が「社会の構成要素である家族の呼称」という社会的意味をもつことを重視し、「『氏の変更を強制されない自由』は憲法上の権利として保証される人格権の一内容であるとはいえない」として現行同氏制の合理性を認めたものの、氏は個人のアイデンティティや名誉感情、他者からの識別、信用、評価などと密接に関わるものであり、

この点は「法制度の在り方を検討するにあたって考慮すべき利益」であるとした(最高裁判所 2015)。木内道祥裁判官付帯意見は、裁判の枠組みは「(別氏婚という) 例外を設けないことの 不合理」への対し方として適さないことを強調し、氏の一貫性が損なわれることによる不利益の 問題を立法府における議論が積極的に取り上げることを、より強く促している.

いずれにしても今回の判決は、氏の変更が人格的インテグリティに与える影響の重要性を再確認しようとしたものといえる。だが、公共的理性をめざす議論としては、人格的インテグリティの議論には問題がある。公共的理性の観点からみた場合、届け出の氏の変更と人格的インテグリティを結びつける議論の問題は大きく分けて二つある。ひとつは、市民としてのインテグリティと、市民であることを越えた包括的個人²⁾としてのインテグリティを一体化させてしまっているという問題、もうひとつは、「家族」対「個人」の構図で別氏婚の包摂を主張することの問題である。まず、このような議論において人格的インテグリティとは、ある政治社会の一市民であることを超えた、包括的個人としての人格的インテグリティを指している。しかし、政治社会の視点からみれば、個々人が届け出た氏とはあくまでも、ある市民を他の市民と区別する識別記号(の一部)に過ぎない、またスクスの記号のたり方が、東民でたることを据えた気持ち人格としての個

らみれば、個々人が届け出た氏とはあくまでも、ある市民を他の市民と区別する識別記号(の一部)に過ぎない。もちろんその記号のあり方が、市民であることを越えた包括的人格としての個人の視点からみて、当該個人としてのインテグリティにとって何らかの意味をもちうるということはあるが、政治社会の一員としての氏のあり方が、包括的個人としての視点からみたその意味を決定するわけではない。このような人格的インテグリティと、政治社会におけるその人の識別記号であるパブリックな氏との関係をどう理解するかは人によってさまざまでありうる。氏が社会の中で「個人として尊重される基礎」であり人格的インテグリティの象徴であるという理解は、ありうる多様な理解のうちのひとつにすぎない。

ところが、届け出の氏と人格的インテグリティを結びつける議論は、政治社会の市民としてのアイデンティティやインテグリティに、包括的個人としてのアイデンティティやインテグリティを支配する力を認めてしまう。そこでは政治的意味世界と包括的意味世界が一体化させられてしまい、包括的意味世界から峻別されることで意味をもつ政治的意味世界の創造力(金野 2012)も、政治的意味世界から峻別されることで意味をもつ包括的意味世界の豊かさも、ともに奪われてしまう。それは政治的なものの越権行為だと言わざるをえない。政治社会が人格権という概念で守るべきは、市民としてのインテグリティ、すなわち制度上選択された氏をパブリックに使用することの利益に限られるべきだと考えられる。

届け出の氏の変更と人格的インテグリティを結びつける議論には、もう一つ大きな問題がある. 従来の同氏婚を「家族」の利益、また「家族」を基礎的単位として営まれる社会秩序を守るものとした上で、別氏婚を「個人」の利益に配慮するものとして「家族を守る」(とされる)同氏婚と対置させる構図である. このような構図から、別氏選択制を支持する議論はほぼ、「家族を守る」同氏婚が個人の利益を侵害しうるという側面に関心を集中させてきたのだった. しかし、婚姻制度はそもそも関係を支えるための制度である. だとすれば、個人の利益ないし不利益の観点を強調する一方で、新たに提案される選択肢がどのような関係のビジョンを提示するのかについて必ずしも明確でない議論は、公共的理性として十分な説得力をもちにくい. もちろん、関係とは個人間にしか結ばれえない以上、個人という観点が重要でないというのではない. オルタナティブな家族をめぐる議論には、当該のオルタナティブな婚姻形態では個人間のどのような関係のあり

方が提示されるのかを明確にするよう求められるということである.

2.2 人格的ケア関係としての別氏婚

私たちは公共的理性をめざす中で、法的議論の制約を離れて、また制度が個々人に与える効果・社会的影響という観点のみを強調する立場からのみでもなく、婚姻制度のよりよいあり方を創造的に議論することができる。以下では、婚姻制度が表現し、また婚姻制度によって支えられる政治的価値として人格的ケア関係へのコミットメントおよび次世代の適切な育成という家族の二つの政治的価値を同定し、それぞれの観点から別氏婚を考察していきたい。ここで「人格的ケア関係」とは、他者との間に一個の人格どうしとして相互に物心両面でケアしあう関係を意味し、「次世代の適切な育成」とは、私たちの政治社会を世代を超えてつないでいくために質・量面で十分な次世代が育成されることを意味する3.

まず、婚姻関係が人格的ケア関係であるということと、別氏婚は相容れないだろうか. 別氏(選択)制に反対する立場からは、別氏婚がそもそも夫婦という関係への一定のコミットメントに基づくものといえるかを問題にしてきた. 別氏婚は、婚姻関係へのコミットメントよりも婚姻関係以前の個人のアイデンティティを優先するものではないか、社会の基礎的単位であるはずの婚姻のつながりをむしろ弱めるものではないかと危惧され、批判されてきたのだった. 氏名権の概念に基づく従来の議論などをみれば、このような見方には一定の正当性がある.

別氏選択制を支持するこれまでの議論が強調してきた通り、また先の最高裁判示でも重視されたように、氏は市民としてのアイデンティティやインテグリティを超え、包括的個人としてのアイデンティティないし人格的インテグリティにとっても重要な意味を持ちうることは間違いない。だがこの事態を捉える方途は、それを普遍的権利の基盤とする従来の方法に限られない。政治的(公共的)なものと包括的(非公共的)なものとを峻別することの望ましさ(金野 2012)に鑑みれば、むしろ適切なのは、氏が包括的個人にとってもつ意味を当該個人の包括的世界観の一面ととらえることだろう。このようにみれば、別氏婚の位置づけは大きく変わってくる。

実際、氏を十全な人格としてのアイデンティティやインテグリティと結びつける見方は包括的世界観の一側面としてこそ意味をもつ. 先にも触れたように、政治的意味世界上では、市民の氏(と名) はたんに個人を識別し特定する記号にすぎない. 無断使用や詐称などによって具体的な不利益が生ずるときには、政治社会による何らかの形の介入が必要だと考えられるだろうが、そのようなことがないかぎり、個々人が個人としての自己の人格やアイデンティティと氏との関連をどう理解するかは、政治社会のあずかり知らないところにあり、またそうあることが望ましい. 政治社会によって把握されたパブリックな氏が変わることは個人としてのアイデンティティに深刻なダメージを与えると考える人もいれば、そうでない人々もいる. 氏の変更はむしろ、新たな自己として生まれ変わる契機であるとか、既存の自己に新たな側面が付け加わってより豊かな自己となるチャンスだと歓迎する人もいるだろう.

政治社会が婚姻を制度化する理由が、人々が人格的ケア関係に入りその関係を望ましい形で維持することの公共的価値、また、そのことを社会的にサポートすることの公共的価値にあるのだとすれば、もしも人格的ケア関係に同じように価値を見出すある一群の人々にとって、別氏婚が人格的ケア関係とその維持を支えるのに重要な枠組みでありうるならば、公共的理性は別氏婚と

いう選択肢の包摂を支持する可能性がある。実際、別氏婚はそのようなものとして理解することができる.別氏婚は、氏の一貫性を個人の人格的インテグリティにとって重要だとみる一定の人々が、家族という関係の中で互いにとって重要な価値を守り人格的ケア関係をよりよく維持していくことをサポートする仕組みでありうる.

このようにみれば、別氏婚は関係に対する個人優先を奨励するものではなく、やはりひとつの関係性を支えようとする枠組みだと位置づけられるようになる。そうであれば、別氏婚という選択肢の包摂は必ずしも「結婚を親子関係や独身生活の延長」とみることを肯定するものではなく、やはり二人の個人が「新たな家庭を建設するという崇高な事業を遂行する」ことの支援でありうる。ただ、その「新たな家庭」がどのような包括的世界観に従うものであるかが、家庭ごとに異なるというだけである。婚姻関係にある状態とそうでない状態とを通した個人の人格的インテグリティの維持にとって氏の不変性が不可欠だとみる見方は、婚姻という制度を支える多様な包括的世界観のひとつでありうる。婚姻が人格的ケア関係であることを支持しつつ、人格的ケア関係の具体的な意味はそれぞれの夫婦がそれぞれの仕方で理解することで、さまざまな包括的世界観のもとで生きる人々が、婚姻制度を共通に支持しうるのである。

市民としての私たちが別氏婚を支持しうる理由をこのように理解するなら、別氏婚は家族という制度を損なうものではないということになる。それはむしろ、婚姻が自らのよき生の構想の一部でありうると感じる人々の範囲を広げ、そのことを通じて家族という制度を補強するものとなる。

ここで改めて注意喚起されてよいのは、そもそも同氏制度自体が多様な包括的意味世界と共存しうるものだということである。別氏制を支持する論者の間にしばしばみられる想定に反し、同氏制は何らかの一義的な「家族モデル」(家族の意味)を人々に強制するものではない。まず、家族制度の主要な公的枠組みである民法で、氏はあくまでも個人の呼称と位置づけられている。夫婦であれ家族であれ、現行の法制度そのものの中に個人を超えた何らかの実体が描かれているわけではない。このような法的世界における「夫婦」とはあくまでも「婚姻関係にある二人の個人」のことであり、「夫婦が称する氏」とはあくまでも「婚姻関係にある2人の個人に共通する氏」を意味する⁴⁾。婚氏が当事者いずれか一方の従前の氏から選択されるとされているかぎり、従前氏と婚氏が異なる個人と、従前氏と婚氏が見かけ上同一の個人が生まれることになるが、制度自体の論理としてはこの二人の個人はいずれも、合意した氏を共通の婚氏として新たに名乗るのである。

夫婦に共通の氏というものが、個人にとって何を意味するかはさまざまでありうる. ある人は、世代を超えて存在する「〇〇家」という実体があって、夫婦に共通の氏は当該夫婦がそのイエの構成員であることを示すと考えているかもしれない. 新たに〇〇の姓を名乗り、生まれた家族を離れて〇〇家の一員となったのだと考える人もいるだろう. また別の人は、「夫婦」という独立したまとまりがあると考え、夫婦に共通の氏とはその夫婦という単位につけられた名称だと考えているかもしれない. さらに、制度の論理と同じ論理を採用し、存在するのはあくまでも二人の個人であってその二人が新たに共通の婚氏を称しているのだと解する人もいるだろう. いずれにしても、現行の同氏制度が何らかの家族の意味を一義的に強制するものでないことは明らかだ.

制度のあり方に関する具体的提案は本稿の射程を超えるが、以上の考察は、選択的夫婦別氏制

度の望ましいあり方について一定の方向性を示唆する。それはたとえばドイツのように同氏婚を原則としながら別氏の選択も容認する制度ではなく、同氏婚と別氏婚とを対等な選択肢として位置づける制度設計を支持するだろう。同氏婚と別氏婚を対等な二つの選択肢とする制度は、共通の氏を称するという望ましい状態をもたらすのに失敗したりそれを拒否したりした個人に政治社会がやむをえず許容する選択肢として別氏婚位置づけるのではなく、ある特定の人格的ケア関係を支えるための積極的選択肢として別氏婚を理解する態度と、より整合的である⁵⁾.

2.3 次世代育成の場としての別氏婚

では、家族のもうひとつの政治的価値である次世代市民の適切な育成という観点からは、別氏婚をどのように評価できるだろうか。実際、別氏婚の考えうる弊害として、子どもへの悪影響の可能性が最も強力に主張されてきた。片方の親と氏が異なることで、子どもに家族関係への疑義や両親との関係における心理的負担を負わせてしまわないか。氏を異にする親との関係が、氏を同じくする親との関係と違ってしまわないか。親どうしや祖父母などの間で子や孫の氏の取り合いが起こり、子どもの育つ環境が悪化してしまわないか。片方の親と氏の異なる子どもはいじめの対象になってしまうのではないか――。子どもの氏を決定する制度のあり方(婚姻時に定めるとするか、子の出生時に定めるとするか、兄弟姉妹間で異なる氏とするという選択肢を認めるかどうかなど)によっても変わってくるが、たしかに、このような懸念が実現する可能性をあらかじめ否定するのは難しい。

だがここでは、家族が子どもに影響を与えるのは家族の外形それ自体によってというよりも、そのような形をした家族の意味、すなわち当事者がその家族をどのように理解しているかによってであるという指摘(Lloyd 1994)を想起すべきだろう。同氏という事実によっては同氏の意味が決定されないのと同じく、別氏が人々にとって何を意味するかが、別氏という事実によって決定されるわけではない。当事者からみた家族の意味は、それ自体が子どもにとっての環境の重要な、場合によっては最も重要な部分である。その家族の成人成員が自分たちの家族の関係をどういうものだと理解しているかは、その理解のもとでのさまざまな行為を通して、その家族内で育つ子どもにも間接的な形ではあれ受け止められだろう。だとすれば重要なのは、当事者にとっての別氏の(あるいは同氏の)意味が、市民としての私たちが子どもが育つのに適当だと考える環境の実現を著しく妨げるものでないかどうかだということになる。これは最終的には、政治社会が意のままにできる事柄ではない。しかし、別氏婚もまた同氏婚と同じく、人格的ケア関係を支える制度の一部だという公共の理解があれば、別氏家族という環境が(同氏家族という環境についても同じだが)子どもが育つのに大きな問題のない(good enough)ものとなることを、少なくとも後押しするはずである。

オルタナティブな家族をめぐる公共的理性は、さまざまな政治的価値のバランスの上に成り立つ.公共的理性が特定のオルタナティブの包摂を支持しうるとしても、そのこと自体は政治社会が新たな道に踏み出す結果として子どもたちに負担を強いる面がありうることを否定するものではない. 伝統的な形の婚姻であれオルタナティブな婚姻形態であれ、次世代が育つのに大きな問題がないと政治社会が考える環境を結果的に提供できなかった場合に、家族に一定の介入をしたりや子どもを直接支援する仕組みもまた.公共的理性によって当然に支持される.

3 同性婚

3.1 同性婚と次世代再生産

同性婚を支持するこれまでの議論の多くは、成人間関係としての観点から同性婚を論じ、同性婚は異性婚と同じく、婚姻としての意義ある関係たりうると主張されてきた.

婚姻は、法と社会によって承認された、二人の人間が互いをケアすることへの生涯をかけた コミットメントである. 男性どうしのカップルや女性どうしのカップルだからといって、相 手を生涯ケアするという約束ができないとか、その約束を守り続けることができないという 原理的理由は存在しない. (Rauch 2005: 24)

これは比較的受け入れられやすい見方だろう. 同性間関係に宗教的・文化的タブーの少ない社会においてはなおさらである.

同性婚をめぐる議論の場合により問題となるのは、次世代の適切な育成という価値との関係の方である。この論点は従来の議論ではあまり取り上げられてこなかった⁶. これについては少なくとも二つの面が区別できる。第一に、同性婚の概念は婚姻と再生産のシンボリックな結びつきを切断するものであり、婚姻の意味から再生産がいっそう切り離されることにどう対応するかという側面、第二に、実際に子どもが育つ環境として、同性婚がどのような意味をもつかという側面である。

当事者間では原理的に生物学的子どもを設けられないということは、同性婚に反対すべき理由としてもっとも強く主張されてきた理由のひとつである。これに対して同性婚を擁護する立場からは、生殖可能性は異性婚の場合でも婚姻が認められるかどうかの基準とはなっていないと反論されてきた。異性婚の場合でも、婚姻に際して生殖能力の証明や生殖意思確認を求められたり、明らかに生殖年齢を過ぎた女性には婚姻が認められなかったりするわけではない以上、もともと婚姻制度にとって婚姻内生殖可能性は本質的とはいえず、同性婚が婚姻制度から排除される理由とはならない、という反論である。

同性婚が婚姻概念と生殖概念の結びつきを弱めるとしても、婚姻には生殖や子育てとは別の成人間関係としての意味がありうることを認めるならば、それは必ずしも同性婚を否定する理由とはならないという主張は間違っていない 7 . しかし、同性婚という概念が婚姻のシンボリックな意味を生殖よりも成人間関係としての意味の方にシフトさせるものであることは、否定しがたい、これは、たとえ同性カップルの中には以前の結婚で生まれた子どもや養子、生殖補助技術によって設けた子どもなどを、共同で養育する人々が少なくないとしても 8 そうである.これが示すのは次のことだろう.もしも政治社会が次世代の適切な育成という政治的価値を支える社会的制度を構想しようとするなら、婚姻制度のみにその役割を担わせるのではなく、ほかのさまざまな制度を合わせた総体として考える必要があるということである 9 .

3.2 子どもの生育環境としての同性婚

同性婚と次世代の適切な育成という価値との関係の第二の側面は、実際に子どもが育つ環境としての同性婚の意味である。すでに同性カップルの下で少なくない子どもが育っている社会では、同性婚が認められることによってこれらの子どもにとって利益となるはずだという議論がある。たしかに、婚姻制度によるサポートによって家族関係がより安定したり、さまざまな経済的優遇措置を受けられるようになったりすることは、現状と比べたときには子どものよりよい福利につながるだろう。しかしこのような議論では、同性婚が導入された場合に、将来、同性の両親のもとで育つ子どもにとっての福利という観点にもとづく危惧は払拭されない。同性婚に慎重な立場の背景には、同性カップルを親として育つのは子どもの福利に反するのではないかという強い懸念がある。

経験的研究の知見は、このような懸念が決して理由のないものではないことを示唆している. 諸研究が一致して示すところ、家族形態が子どもに与える影響には違いがある. 子どもの発達ををもっともよく支援する環境は、生物学的両親によって築かれた夫婦間コンフリクトの少ない家庭である. ひとり親家庭の子ども、非婚の母親の子ども、ステップファミリーや同棲カップルの子どもたちは、負の影響を被るリスクが高い(K. A. Moore et al. 2002).

同性婚の議論にとっては、ステップファミリーの状況がとりわけ参考になる。同性カップルが子どもを設ける場合、カップルのうち少なくともどちらか一人はつねに、子どもと遺伝上のつながりをもたない親となるからである。家族形態の異なる若者を対象とした古典的な研究によれば、遺伝上の両親のもとで育った若者はひとり親家庭やステップファミリーの子どもに比べて、標準テストの成績が良く、10代で子どもをもつ割合が少なく、高校を卒業する割合が高く、大学に進学する割合が高く、若年成人期に仕事についている割合が高かった。もちろん、子どもの状況は家族形態以外のさまざまな要因によっても影響を受けるが、家族形態と子どもの状況との関係は、親の学歴、きょうだい数、人種、居住地域などを統計的にコントロールした場合でもみられた(McLanahan and Sandefur 1994)。このことは、たんに二人親のもとで育つことではなく、遺伝上の二人親のもとで育つことが、子どもにとってよりよい環境となることを示唆している。

その後の研究では、ステップファミリーで育つことのハンディは、ステップチルドレン(どちらか一方の親とのみ生物学的つながりのある子ども)だけでなく、どちらの親とも遺伝上のつながりがある子ども(両親の再婚後に両親の間に生まれた子ども)にもみられることを明らかにしている(Ginther and Pollak 2004). 問題は家族形態と子どもの状況との間になぜこのような関係がみられるかだが、これらの研究は、子どもが少なくともどちらか一方の親とは遺伝上のつながりをもたないことになる同性婚を認めるのは子どもの福利に反するとする議論と、整合的にみえる.

同性カップルのもとで育つ子どもと異性カップルのもとで育つ子どもとを直接比較した研究には、両者の間に目立った差はみられないと主張するものもある。しかし、同性婚の子どもへの影響に関する 2000 年代半ばまでの研究状況のレビュー論文の結論は、次のようなものだ。

これまでの研究で、同性の両親のもとで育った子供と異性の両親のもとで育った子どもとの間には、認知能力、行動、感情の全般的発達、自尊心、うつや不安傾向といった特定領域の

心理的状態において違いはないことが示されてきた.しかし,方法論上の困難から,同性の両親をもつということでこれらの研究の対象となった子どもたちが,同性の両親をもつ子どもたち全体をどの程度代表しているかは不明である.多くの同性カップルは親としての務めを立派に果たしていることが示されてきたという主張は正しい.同性カップルによる子育ては異性カップルによる子育てと何ら変わりがない(あるいは「優れている」もしくは「劣っている」)ということは示されていないという主張も,同じく正しい. (Meezan and Rauch 2005: 103-4)¹⁰⁾

同性婚を支持する議論が、子どもに対する影響の点で同性婚と異性婚は等価だという主張を含むならば、そのことはこれまでの経験的研究によっては必ずしも十分に示されていないと言わざるをえない。同性の両親のもとで育つ子どもは全体からみればごく少数であり、無作為抽出のむずかしさ、一口に「同性カップル」といってもその多様性をとらえるむずかしさ、比較対象の設定のむずかしさなど、方法論上の問題がつねにつきまとうからだ。

しかしそもそも、子どもに対する影響の点で同性婚と異性婚は等価だと確信できなければ、同性婚の制度的包摂は支持しえないと考えるのは妥当だろうか、婚姻によって形成される家族に一定の子育て役割が託されているような社会では、ある人々に婚姻が認められるということは、「それらの人々は子育て役割を政治社会から信頼して任されるに足る存在だ」というメッセージを、政治社会が発することである。市民としての私たちは、私たちが婚姻関係に入るのを認める人々に、親としての価値ある役割を期待する。次世代育成の場としての同性婚の意味は、このような期待を規準として判断される必要がある。

たとえばロールズはその社会構想の中で、人々が政治社会の一員であるために必要な道徳的力能を獲得する過程のもっとも基礎的段階として、家庭における子ども期の経験を位置づける.「権威の道徳性」段階と呼ばれるこの段階では、人は親という権威的存在の愛情のもとで、市民としての能力の獲得につながる道徳的感受性を育んでいく.

子どもが「権威の道徳性」を身に着けるということは、一定のルール――その子の目からみて恣意的に映るだけでなくその子本来の性向にも反するような――に、賞罰の予期がなくても従えるようになるということである。子どもがこれらの禁止ルールを守りたいと望むようになるとすれば、それは自分の愛し信頼する強力な存在、しかも自らそのルールに従って行動する存在によって、自分に示されたものだからである。結果として、子どもはそれらのルールを、自分がめざすべき種類の人間がもつ行為の型を示すものとして理解する。親の愛情や範、導きなしには、ましてや強迫や報復的実力行使によってかろうじて維持されているような親子関係の中では、このような過程は起こりえない。(Rawls 1999: 466)

繰り返せば、もちろんこれはロールズが望ましい社会として構想する社会における、人の道徳的成長家庭の描写である。しかし、ここで示された物語は少なくとも私たちの規範的自己の表現として、広く受け入れられうるものだと思われる。

政治社会にとって、親であるということの重要な意味がこのようなものだとすれば、政治社会

が婚姻という制度によって支援すべき人々とは、このような観点からみて少なくとも最低限の努めを果たしうると考えられる人々であるはずである。もちろん、このような理想をどの程度実現できるかは人によって差があるだろうが、このような親であろうとし、またこのような理想からみて「及第点の good enough 親」になりうるポテンシャルは、これまで私たちが親でありうると考えてきた人々よりも広い範囲の人々に認めうる可能性がある。

同性カップルとその子どもを対象にした研究は、同性カップルによる子育てと異性カップルによる子育でには違いがないということよりも、同性カップルによる子育でが「大きな問題のない」ものでありうることの方を、はるかに強力に示してきた。これは、実際にはさまざまな形の家族を許容してきたこれまでの政治社会のあり方を、よりよく説明する見方でもあるように思う。同性婚が、成人どうしの人格的ケア関係としてだけでなく、次世代の適切な育成においても役割を果たしうると考えるならば、将来の市民としての次世代が量的にも質的にも適切に育成されることに価値を見出す政治社会は、公共的理性の観点から婚姻制度による同性婚の包摂を支持するだろう。

4 公共のビジョンに向けた開かれた対話

オルタナティブな婚姻形態をめぐり、本稿では、他者と人格的ケア関係を築くことや子どもをもつことを通して、人々が市民としての社会的協働に参加することの公共的価値を前提に議論してきた。このような立場に対しては反論もあるだろう。たとえば、さまざまな理由や事情でこのような形で協働に参加しない人々に対する配慮を欠くのではないかという反論が考えられる。婚姻や再生産を積極的に価値づけることで、結果として、家族を作らない、あるいは子どもをもたないことが市民にとって(いっそうの)スティグマとなる事態を招きかねないのではないか。そうであれば、このような構想を支持するのは難しいのではないだろうか。

実際には、この懸念はあたらない. 他者と人格的ケア関係を築くことや子どもの市民としての成長を支えることは、社会的協働の、重要であるがあくまでも一つの形に過ぎず、社会的協働という概念にはこれらの特定の形を大きく超える広がりがある. ロールズの描く望ましい社会では、このことは家族以外のさまざまな社会的制度が自由かつ対等な市民による協働のビジョンによって支えられていることによって、表現されている. 公共的理性が市民一人ひとりに期待するのは、各自の環境や性向、人生や生活のビジョンなどに応じ、それぞれ異なった形で市民としての社会的協働に参加することである.

また別の角度からの批判もありうる. 結婚や子育でを包括的価値として称揚する世界観とは異なり,公共的理性は,市民としての私たちにとっての公共的価値に適うかぎりで,婚姻や次世代育成を社会制度によって支えようとし,そうすることで,異なる包括的世界観を生きる人々から広範に是認されうる制度あり方を探求する. だがこのような構想の下でも,人々は一方で引き続き,それぞれの包括的世界観の立場から自他の行為や選択を価値判断し続ける. 公共的理性がオルタナティブな婚姻の制度的包摂を支持し,人々が市民としての観点からそれを受け入れるとしても,家族に関する異なる選択を,人々がそれぞれの包括的価値観から評価し続けることに変わりはない.人々にとっては引き続き. ある選択は別の選択よりも価値の劣るものであったり. 道

徳的に間違っていたりするだろう ¹¹⁾. 公共的理性の枠組みのもとでは,これらの道徳的対立は 政治的価値の議論とは相いれないとして,人々の内面に留め置かれなければならなくなるのでは ないか.

だが、これもまた杞憂である。公共的理性の構想は、人々の間の包括的世界観をめぐる対話を 抑止しようとするものではない。公共的理性の視点と包括的世界観の視点とが区別されていると いう形式的な理由からだけでなく、むしろ、市民としての公共的理性という連帯の基盤が一方で 確保されることにより、人々が自らと異なる包括的世界観をもつ他者との対話に安んじて身を投 じ、自らと社会をより豊かにしうるよう、実質的に後押ししうるからである。

「家族の価値」に基づく議論が多様な家族の形に対して必然的に排除的・制約的たらざるをえないというわけではない. 家族の価値が公共のレベルで捉えられ、市民によって合意されるならば、むしろ家族という制度のより広い可能性を実現する、開かれた社会構想の基盤となりうるのである.

[注]

- 1) 本稿でいう「別氏婚」は一般に「夫婦別姓」と呼ばれるものと同じである。別氏婚をめぐるこれまでの議論のまとめとしては内田(2010)、小池(2010)が参考になる。
- 2) 包括的/市民的(政治的、公共的)の区別はロールズによる、
- 3) 詳細は(金野 2015)参照.
- 4) 先の最高裁判決にもみられた「家族の呼称」という概念には、法的世界を超えた社会的世界における氏理解が入り込んでいるといえる。
- 5) さらに言えば、夫婦のいずれもが従前氏を名乗る別氏婚だけでなく、夫婦が互いの氏を名乗り合う別氏婚の選択肢をも認めることで、別氏婚と関係への相互コミットメントとの関係はいっそう広がる.
- 6) 世界で初めて同性婚を異性婚と同等の婚姻関係と認めたオランダにおける同性婚カップルの経験を対象としたまとまった研究として貴重な(Badgett 2009)でも、子どもの問題はほとんど取り上げられていない.
- 7) 同性婚を擁護する J. ローチは、選択の自由や政治的平等といった形式的な価値ではなく婚姻の実質的な価値の議論に基づき、これまででもっとも包括的に同性婚を論じた論者のひとりだが、彼が主張するのはまさにこのことである (Rauch 2005).
- 8) たとえばアメリカ合衆国における 2000 年の国勢調査では、同性カップル世帯のうち 27 パーセントが子どものいる世帯であった(Meezan and Rauch 2005).
- 9) このような制度として何がふさわしいかは、本書とは別の議論を必要とするが、たとえば近年の 少子化対策の中心としての職場施策のような限定的な支援を超え、将来の市民を育成する役割を負 おうとする人々へのより広く積極的な支援(Alstott 2004、金子 2006)を視野に入れる必要があ ると思われる。そうすることにより、再生産支援が政治社会の公共的プロジェクトであることをよ りよく表現できると思われるからである。
- 10) 実際、このレビュー論文でもっともすぐれた研究として紹介されている研究でも、同性カップルに育てられた子どもと異性カップルに育てられた子どもとの間に違いはないという筆者らの主張

- は、必ずしも十分サポートされていない(たとえば Wainwright, Russell, and Patterson(2004)、Chan, Raboy, and Patterson(1998)など)。また、これまでの研究対象には圧倒的に女性カップルとその子どもが多く、男性カップルとその子どもについての研究は少ない。子どもにとって女性と男性のもつ意味は異なるとする研究の知見に照らせば、女性カップルと男性カップルの親としての意味は異なる可能性もあるだろう。
- 11) 公共的理性の構想は、政治社会による「承認 recognition」を「道徳的観点から肯定しうるというお墨付き」とは根本的に異なるものとみることで、多様な包括的世界観が生きられる空間をなるべく広く確保しようとする.

[文献]

- Alstott, Anne L., 2004, *No Exit: What Parents Owe Their Children and What Society Owes Parents*, Oxford: Oxford University Press.
- Badgett, M. V. Lee, 2009, When Gay People Get Married: What Happens When Societies Legalize Same-Sex Marriage, New York and London: New York University Press.
- Baird, Robert M. and Stuart E. Rosenbaum, eds., 2004, *Same-Sex Marriage: The Moral and Legal Debate, 2nd edition*, Amherst: Prometheus Books.
- Berger, Lawrence M., Marcia J. Carlson, Sharon H. Bzostek, and Cynthia Osborne, 2008, "Parenting Practices of Resident Fathers: The Role of Marital and Biological Ties," *Journal of Marriage and the Family*, 70: 625-39.
- Chan, Raymond W., Barbara Raboy, and Charlotte J. Patterson, 1998, "Psychological Adjustment among Children Conceived via Donor Insemination by Lesbian and Heterosexual Mothers," *Child Development*, 69(2): 443-57.
- Fairtlough, Anna, 2008, "Growing Up with a Lesbian or Gay Parent: Young People's Perspectives," *Health and Social Care in the Community*, 16(5): 521-28.
- Ginther, Donna K. and Robert A. Pollak, 2004, "Family Structure and Children's Educational Outcomes: Blended Families, Stylized Facts, and Descriptive Regressions," *Demography*, 41(4): 671-96.
- 金子勇, 2006, 『少子化する高齢社会』日本放送出版協会.
- 小池信行,2010,「選択的夫婦別氏制の論点について」『戸籍時報』654:1-70.
- 金野美奈子,2012,「開かれた共同性と政治的リベラリズム――政治的代表における性別の意味」 米村千代・数土直紀編著『社会学を問う――規範・理論・実証の緊張関係』勁草書房.
- -----, 2015, 「開かれた婚姻制度のための公共的理性」『東京女子大学社会学年報』3: 17-32.
- Lloyd, S. A., 1995, "Situating a Feminist Criticism of John Rawls's Political Liberalism," *Loyola of Los Angeles Law Review*, 28: 1319-44.
- McLanahan S. and G. Sandefur, 1994, *Growing Up with a Single Parent: What Hurts, What Helps*, Cambridge: Harvard University Press.
- 增原啓司,1997,「夫婦別氏制批判」『中京法学』32(2): 25-46.

- Meezan, William and Jonathan Rauch, 2005, "Gay Marriage, Same-Sex Parenting, and America's Children," *The Future of Children*, 15(2): 97-115.
- Moore, Kristin Anderson, Susan M. Jekielek, and Carol Emig, 2002, "Marriage from a Child's Perspective: How Does Family Structure Affect Children, and What Can We Do About It?," *Child Trends Research Brief*, Washington: Child Trends.
- 二宮周平, 2007, 「夫婦別姓(選択的夫婦別氏制度)」『ジュリスト』1336: 10-8.
- Rauch, Jonathan, 2005, *Gay Marriage: Why It Is Good for Gays, Good for Straights, and Good for America*, New York: Henry Holt and Company.
- Rawls, John, 1993=1996, Political Liberalism, New York: Columbia University Press.
- ———, 1997=1999, "The Idea of Public Reason Revisited," Samuel Freeman ed., *Collected Papers*, Cambridge: Harvard University Press.
- 最高裁判所, 2015,「平成 26 年(オ) 第 1023 号 損害賠償請求事件 平成 27 年 12 月 16 日 大法廷判決」(http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/546/085546_hanrei.pdf, 2016.02.06)
- Sullivan, Andrew, ed., 2004, Same-Sex Marriage Pro & Con: A Reader, New York: Vintage Books.

竹中勲, 2002,「婚姻の自由と夫婦同氏強制制度の合憲性」『ジュリスト』1234: 88-94.

辻村みよ子、2009、『憲法とジェンダー――男女共同参画と多文化共生への展望』有斐閣.

内田亜也子,2010,「家族法改正をめぐる議論の現状」『立法と調査』306:61-78.

植野妙実子, 1994, 「現代における女性の氏名権」 『法学新報』 100(3-4): 87-139.

Wainright, Jennifer L., Stephen T. Russel, and Charlotte J. Patterson, 2004, "Psychological Adjustment, School Outcomes, and Romantic Relationship of Adolescents with Same-Sex Parents," *Child Development*, 75(6): 1886-98.

八木秀次・宮崎哲弥編,1996,『夫婦別姓大論破!』洋泉社.

The Institutional Inclusion of Alternative Marriage Forms: Public Reasons for Separate-Surname Marriage and Same-Sex Marriage

KONNO, Minako

In a liberal political society where individuals adhere to diverse and incompatible worldviews, how is it possible to find a just institutional arrangement that can be sincerely supported by all as a mode of living together? Public reason, a central ideal of John Rawls' political liberalism, points to a promising approach. Public reason demands that our arguments about society's basic institutional structure be based on public political values that rest on the perspectives of free and equal citizens. This paper is a response to his call and presents a public reason argument for the institutional inclusion of alternative marriage forms. The institution of family is an important part of society's basic structure, and marriage is at its core.

This paper focuses on two alternatives, separate-surname marriage and same-sex marriage. Separate-surname marriage has been a controversial issue in Japan, a country that continues to require married couples to use a common surname, while same-sex marriage has recently emerged as a political agenda. Although numerous arguments for the institutional inclusion of alternative forms of marriage have been developed, most are not based on the use of public reason in a pluralistic liberal society. This paper reexamines each of the above alternatives based on two public political values; the value of personal caregiving relationships and the value of orderly reproduction, to see whether public reason can support their inclusion as social institutions. The concluding section responds to possible criticisms of this approach and defends the ideal of public reason in a broader context.

Keywords: public reason, separate-surname marriage, same-sex marriage